



全建事発第 135 号
平成 25 年 3 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 浅沼健一
〔公印省略〕

建設業法で認められる技術又は技能を有する者の的確な確認方法について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国家資格者証等を偽造した者が建設企業に雇用され、配置技術者になっていた事例が発覚したことから、国土交通省より当会に対して、別添のとおり配置技術者を新規に雇用する際、又は、既雇用者の資格を確認する際は、可能な限り資格を証明する書面の原本確認を行うよう通知がありました。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

全建事発第 135 号

平成 25 年 3 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 浅沼 健一

[公印省略]

建設業法で認められる技術又は技能を有する者の的確な確認方法について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国家資格者証等を偽造した者が建設企業に雇用され、配置技術者になっていた事例が発覚したことから、国土交通省より当会に対して、別添のとおり配置技術者を新規に雇用する際、又は、既雇用者の資格を確認する際は、可能な限り資格を証明する書面の原本確認を行うよう通知がありました。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

建設業法第7条及び第15条により定められている国家資格一覧

資格区分			
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士(第一種～第六種) 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 種別 土木 鋼構造物塗装 薬液注入 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士 種別 建築 躯体 仕上げ 1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士 1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	職業能力開発促進法 「技能検定」	かわらぶき・スレート施工 ガラス施工 塗装・木工塗装・木工塗装工 建築塗装・建築塗装工 金属塗装・金属塗装工 噴霧塗装 路面標示施工 畳製作・畳工 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 熱絶縁施工 建具製作・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工 造園 防水施工 さく井 地すべり防止工事(注2) 計装(注3)
建築士法 「建築士試験」	1級建築士 2級建築士 木造建築士 建築設備士(注1)	水道法 「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者
技術士法 「技術士試験」	(部門) (選択科目) 建設・総合技術監理(建設) 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」) 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」) 電気電子・総合技術監理(電気電子) 機械・総合技術監理(機械) 機械「流体工学」または「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」または「熱工学」) 上下水道・総合技術監理(上下水道) 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」) 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」) 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」) 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	消防法 「消防設備士試験」 職業能力開発促進法 「技能検定」	甲種消防設備士 乙〃 (検定職種)[等級区分が2級のものは、合格後3年の実務経験を要する。] 建築大工 左官 とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 ウェルポイント施工 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 給排水衛生設備配管 配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工 タイル張り・タイル張り工 築炉・築炉工・れんが積み ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 石工・石材施工・石積み 鉄工(選択科目「製缶」又は「構造物鉄工作業」)・製缶
電気工事士法 「電気工事士試験」 電気事業法 「電気主任技術者国家試験」	(免状交付後の実務経験) 第1種電気工事士 第2種電気工事士(3年) 電気主任技術者(1種・2種・3種)(5年)		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」) 工場板金 建築板金・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)
電気通信事業法 「電気通信主任技術者試験」	電気通信主任技術者(5年)		板金・板金工・打出し板金

(注1) 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

(注2) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には社団法人斜面防災対策技術協会(旧社団法人地すべり対策技術協会)が行う地すべり防止工事試験が該当します。

(注3) 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。